

4月10日(日)

午前7時から午後8時まで

※一部の投票所では、投票時間が異なる場合があります。

選挙

福岡県知事
福岡県議会議員
福岡市議会議員



投票日に用事がある人は
期日前投票を。

投票
期間

知事選 ————— 3月25日から4月9日
県議選・市議選 — 4月2日から4月9日
※午前8時30分から午後8時まで

投票
場所

市区役所・町村役場等の
期日前投票所

※詳しくは、お住まいの市区町村の選挙管理委員会まで。

<http://www.fukuoka-senkan.com/17senkyo/>

20歳以上のあなたは、持っている人です。あなたの選挙権、あなたの一票をたいせつに。

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会

午前7時から午後8時まで ※一部の投票所では、投票時間が異なる場合があります。

4月10日(日)

選挙 福岡県知事 福岡県議会議員

20歳以上の
あなたには、
あなたです。
持つ、てる人ぞ。



福岡県知事・福岡県議会議員選挙臨時ホームページ
<http://www.fukuoka-senkan.com/17senkyo/>

20歳以上のあなたは、持つてる人です。
あなたの選挙権、あなたの一票をたいせつに。
福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会



【投票ができる人】

現在お住まいの市町村で当日投票や期日前投票ができる人は、次の①②を満たす方です。

- ①日本国民で年齢が満20歳以上である人（平成3年4月11日までに生まれた人）
- ②その市町村に現在まで引き続いて3ヶ月以上居住し、かつ、その市町村の選挙人名簿に登録されている人（転入者の場合、平成22年12月末までに転入届を出し、引き続きその市町村に居住している人が該当します。）

最近住所を移した人でも、前の市町村で投票できる場合があります。（平成23年1月以降に転入した人）
県知事選挙・県議会議員選挙では、最近転入してきたことにより、現在住んでいる市町村の選挙人名簿に登録されていない場合でも、転入前の住所地の市町村（県内の市町村に限る）の選挙人名簿に登録されている人であれば、1回の転出に限り、旧住所地の市町村で投票することができます。この場合、市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。投票する場合には、あらかじめ最寄りの市町村の住民票担当課に申請して証明書の交付を受けてください。

【投票をするときの注意】

- ①投票所入場券を持って指定された投票所へ行きましょう。

※あらかじめ入場券に必要な事項の記入が必要な場合があります。
入場券が届かなかったり、入場券をなくした場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は投票できますので、本人確認ができるもの（運転免許証など）をお持ちください。

- ②投票用紙に一人の候補者氏名だけを記入して投票してください。

※他のことを記入すると投票が無効になる場合があります。

- ③投票用紙は、「知事選挙」が「桃色」、
「県議会議員選挙」が「白色」です。



投票時間は 原則夜8時まで！



投票時間は、原則午前7時から

午後8時までです。

投票所には、小さなお子様も一緒に
入場することができます。

【投票に関する問い合わせ先】

投票所の場所や投票時間について、詳しくは、お手元に届いている「投票所入場券」やお住まいの市区町村の広報等でご確認ください。また、投票に関してご不明な点があれば、お住まいの市町村（北九州市・福岡市にお住まいの方は区）の選挙管理委員会にお尋ねください。選挙管理委員会は、市区役所、町村役場内にあります。

投票日は

4月10日

20歳以上のあなたは、持っている20歳以上のあなたの選挙権、あなたの一票をたいせつに。



投票日に投票所へ行けない人は 期日前投票を。

投票日に仕事や用事、旅行などの予定がある方は、期日前投票ができます。

期日前投票時間

午前8時30分から午後8時まで

※4月9日まで、土曜日、日曜日にも投票できます。
※一部の期日前投票所では、投票時間が異なる場合があります。

期日前投票場所

市区役所・町村役場等の
期日前投票所

※詳しくは、お住まいの市区町村の選挙管理委員会まで。

不在者投票

投票日に投票所へ行けない方のために、期日前投票のほか、所在先の市区町村等での不在者投票制度が利用できます。事前に投票用紙等の請求が必要になりますので、詳しくは選挙管理委員会までお早めにお尋ねください。

県議会議員の選挙区・定数のお知らせ

今回の県議会議員選挙は、市町村合併を反映した選挙区・定数で行われます。ただし、前回選挙(平成19年4月)以降に合併した地域では、特別により、合併前の市と郡の区域で選挙区が分かれる場合や、選挙区名が従前のとおりとなる場合がありますのでご注意ください。

| 選挙区名 | 定数 | 市区町村名 |
|----------|----|---------------------|
| 北九州市門司区 | 2 | 北九州市門司区 |
| 北九州市小倉北区 | 3 | 北九州市小倉北区 |
| 北九州市小倉南区 | 3 | 北九州市小倉南区 |
| 北九州市若松区 | 2 | 北九州市若松区 |
| 北九州市八幡東区 | 1 | 北九州市八幡東区 |
| 北九州市八幡西区 | 4 | 北九州市八幡西区 |
| 北九州市戸畑区 | 1 | 北九州市戸畑区 |
| 福岡市東区 | 4 | 福岡市東区 |
| 福岡市博多区 | 3 | 福岡市博多区 |
| 福岡市中央区 | 3 | 福岡市中央区 |
| 福岡市南区 | 4 | 福岡市南区 |
| 福岡市城南区 | 2 | 福岡市城南区 |
| 福岡市早良区 | 3 | 福岡市早良区 |
| 福岡市西区 | 3 | 福岡市西区 |
| 大牟田市 | 2 | 大牟田市 |
| 久留米市 | 5 | 久留米市 |
| 直方市 | 1 | 直方市 |
| 飯塚市 | 2 | 飯塚市 |
| 姪浜市・嘉穂郡 | 2 | 桂川町 |
| 田川市 | 1 | 田川市 |
| 柳川市 | 1 | 柳川市 |
| 八女市 | 1 | 八女市(旧八女市) (旧上隅町) |
| 筑後市 | 1 | 筑後市 |
| 大川市・三浦郡 | 1 | 大川市 |
| 行橋市 | 1 | 行橋市 |
| 中間市 | 1 | 中間市 |
| 小郡市・三井郡 | 1 | 小郡市 |
| 筑紫野市 | 2 | 筑紫野市 |
| 春日市 | 2 | 春日市 |
| 大野城市 | 2 | 大野城市 |
| 糸島市 | 2 | 糸島市 |
| 太宰府市 | 1 | 太宰府市 |
| 古賀市 | 1 | 古賀市 |
| 福津市 | 1 | 福津市 |
| うきは市 | 1 | うきは市 |

| 選挙区名 | 定数 | 市区町村名 |
|---------|----|---|
| 宮若市・鞍手郡 | 1 | 宮若市 |
| 豊後市 | 1 | 小竹町 鞍手町 |
| 朝倉市・朝倉郡 | 2 | 朝倉市 |
| みやま市 | 1 | 東峰村 みやま市 |
| 前原市・糸島郡 | 2 | 糸島市 |
| 筑紫郡 | 1 | 那珂川町 宇美町 |
| 糟屋郡 | 3 | 篠栗町 志免町 須恵町 |
| 遠賀郡 | 2 | 新宮町 久山町 粕屋町 戸畑町 水巻町 西郷町 |
| 八女郡 | 1 | 八女市(旧黒木町) (旧立花町) (旧矢部村) (旧墨野村) |
| 田川郡 | 2 | 田川町 香春町 赤田町 糸田町 川崎町 大任町 |
| 京都市 | 1 | 赤村 福智町 刘田町 みやこ町 |
| 築上郡・豊前市 | 1 | 吉富町 築上町 |
| 豊前市 | 1 | 豊前市 |

※八女市選挙区と八女郡選挙区では、選挙区の区域が現在の市や郡の区域と異なり、
※糸島市は、選挙区の名称が従前の「前原市・糸島郡選挙区」となります。

ルールを守って明るい選挙

寄附の禁止

候補者等が選挙区内の有権者に贈り物やお中元・お歳暮、差し入れ、お見舞いなど、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が候補者等に寄附を求めた場合、受け取ってもいけません。



選挙運動のルールに気を付けよう

選挙運動のルールの一部を紹介します。

- ◎ 戸別訪問の禁止
選挙運動のために個人宅や企業を訪問することは禁止されています。
- ◎ 飲食物の提供の禁止
選挙に関して飲食物を提供することは禁止されています。
(差し入れなども飲食物の提供に含まれます。)
- ◎ ポスターの掲示場所の制限
候補者の選挙運動用ポスターは決められた公設の掲示場にしかなできません。

よりよい候補者を選ぶためには、私たち一人ひとりが、日頃から政治や行政について十分な関心と正しい認識を持つことが大事です。そして、選挙では、地縁や血縁、情実や利害などにとらわれないこと、候補者の考えや政策を見極め、積極的に投票に参加しましょう。

選挙における「主役」は、
私たち有権者なのです。